

売却物件ノ價格決定ノ方針

一 廢兵器解体ニ依リ売却スル物件ヲ轉活用スベキ物件ハ第一種物件ト称ス
二 ト原料トシテ使用スル原料物件ハ第二種物件ト称ス
三 トノ二種ニ區別ス

二 物件ノ第一種物件第二種物件ノ區別ハ兵器処理委員会ニテ決定ス

三 売却物件ニ公定價格協定價格アルモノハ此ヲ以テ其ノ價格トス 又公定價格協定價格ナキ物件及公定價格協定價格ニ依ルヲ不適當トスル時ハ委員

員会ハ例外價格ヲ申請ノ上許可ヲ得テ同物件ノ價格トス

四 物件ノ價ハ総テ現場没トス

五 價格決定ノ事務ハ兵器処理委員会之ヲ為ス

衆甲第 四 號

案 起 昭和二十三年三月十一日 決 昭和 年 月 日 施 行 昭和 年 月 日

昭和二十三年三月十一日

衆議院議長宛

内閣総理大臣

二月四日附衆議院第一五号を以て提出要求のあつた記録のうち出来のものを左記のとおり送付する。

記

第六項 無償拂下げの件数及び内容を示した記録
 第七項 放出物資を特殊物件として繰入れた件数
 第八項 静岡縣伊東町農業会専務理事勝又理三郎に關する沼津裁判所の調書

各四〇部

六〇

昭和廿參年三月拾壹日

經濟安定本部官房庶務課

内閣事務官 殿

國會に提出する記録について
 最に送附しておきたる衆議院不當財産取引調査特別委員會に提出する記録資料の内未提出の左記資料各四五部を追送致し付す

記

- 一 第六項 無償拂下げの件数及び内容を示した記録
- 二 第七項 放出物資を特殊物件として繰入れた件数
- 三 第八項 静岡縣伊東町農業会専務理事勝又理三郎に關する沼津裁判所の調書

經濟安定本部

(六) 「無償拂下げの件数及び内容を示した記録」について

特殊物件の拂下げは、次の場合無償処分を認められてゐる。即ち

一、昭和二十年勅令第六三三号及びこれに基づく内務省告示第二六三号に規定する場合、即ち貧困なるため生活困難なる者又は引揚刑人にして、應急救助を要する者に支給する被服、履具その他の生活必需品及び食糧、医薬品

二、一九四五年十月十六日附連合軍最高司令官より帝國政府宛實書附三八八、三九〇に基き備蓄せられた貧民救済用乾パン、缶詰、被服及び医薬品。
三、進駐軍校営備材（矢弓、宿舍等）として進駐軍兵舎、宿舍等に充當せられた設備用資材。

以上が無償処分せらるべきものであつて之以外はない。之が件数算定はその性質上困難であるが、要目、数量等に関する内容については、各地方総別、用途別に三月末日迄に到着する様報告を徴してゐるので取纏め次第御送付すること、敬したい。

(七) 「放出物質を特殊物件として繰入れた件数」について
終戦後旧陸海軍が緊急に放出した放出物件中各地方廳かその所在を確定処
理したものは、特殊物件の処理に準じて処分されるのであるが、之が全
体的品目、数量については、大、と同様各地方廳別に、三月末日迄に到着する
様報告を徴してゐるので、取り纏め次第別送送付することゝするが、差当り、
旧陸海軍が提出した「緊急放出軍需品目録」に基き内務省へ現在建設院へ、
地方廳に於て現品を回収し、又は、代金を追徴したもので、昭和二十二年
九月迄に報告せられたものを別表の通り参考迄に添付する。
本数量は地方廳で処理し特殊物件扱ひとした。放出物件総量の一部である
から念のため申添える。

「緊急放出現場」目録」に基く処理結果表

地方自治体	世帯数	世帯別 世帯数	世帯別 世帯数	世帯別 世帯数	世帯別 世帯数	世帯別 世帯数	世帯別 世帯数	世帯別 世帯数	世帯別 世帯数
北海道	229	-	-	84	159045	130	15		調査中
青森県	136	58	172,602	57	471,951	41	0		
岩手県	127	-	-	14	184,214	19	94		
宮城県	14	-	-	10	701,000	4	0		
山形県	17	-	-	1	213	16	0		
秋田県	52	2	694,509	1	82	4	48		
山形県	122	13	95,449	58	185,177	51			
宮城県	252	24	18,326	34	158,237	41	153		
山形県	163	10	237,250	40	45,065	77	36		
山形県	295	231	935,439	191	825,118	14	0		
山形県	177	83	838,005	1	6,494	23	70		
山形県	738	14	556,406	194	2,225,998	263	267		
山形県	452	-	-	20	1,025,496	218	314		
山形県	50	-	-	13	13,367	37			
山形県	26	12	723,778	1	23,993	14			
山形県	38	-	-	3	40,153	10	25		調査中
山形県	36	3	20,280	14	23,003	7	72		
山形県	145	-	-	-	-	75	70		
山形県	61	27	72,780	6	22,866	8	20		
山形県	605	1	-	70	218,742	260	273		
山形県	214	7	129,888	76	1,439,176	111	76		
山形県	182	1	-	132	1,681,452	26	23		
山形県	55	2	495,613	-	-	18	35		

大	226	-	72	1418.919	300	138
大	371	-	137	541.592	300	138
大	149	-	35	544.617	76	38
和	81	2	29	552.234	44	6
和	82	2	20	59.188	60	1
和	138	-	86	150.747	40	12
和	135	5	54	665.826	37	39
和	435	-	213	607.012	-	222
和	751	126	81	500.000	392	142
和	73	44	22	660.264	7	0
和	54	6	28	268.200	20	5
和	126	-	11	73.715	115	0
和	87	2	28	537.244	57	0
和	127	6	44	279.397	11	0
和	860	2	619	7.745.578	169	70
和	80	2	1	12.000	70	9
和	143	-	44	44.670	72	27
和	346	114	-	-	7	165
和	369	15	13	-	68	223
和	133	19	25	99.057	80	9
和	8258	873	24352.319	2634	34195.860	3188
和	21	-	-	-	-	2.881

備考 勝又理三郎は、大比翼の野鳥を物牛で運ぶに相成ると旧軍に納入済みのため、地方で取扱い受ける。
 2. 勝又理三郎の住いもの
 3. 伊豆、西海沿岸で直接受取したものであるため、当該沿岸で大増産との間で火置するものの地方を付替図
 4. 伊豆の沿岸。

(ハ) 静岡縣伊東区農業会専務理事勝又理三郎に関する沼津裁判所の調査に
 ついて

静岡地方裁判所沼津支部に照合し調査した所によると勝又理三郎について
 は未だ公判開延せられず従つて裁判所の調査はない。
 尚参考として同裁判所の報告によれば勝又理三郎関係について、同人が欺
 欺罪により昭和二十二年七月十九日、石垣健三が同しく詐欺罪により同年
 八月八日、上田政吉が横領罪により同年十月十三日、中山浩が公文書偽造
 同行使罪により同年十月四日それぞれ起訴され、また中山浩は内し、内記
 欺罪により同年十月十三日追公判の請求があり石垣健三、勝又理三郎は同
 しては同年九月十三日詐欺罪により連続犯の通知があり勝又理三郎は同年
 九月十日、石垣健三は同年九月十九日、中山浩は同年十月三十一日それぞ
 れ保釋となり上田政吉は不拘束のまま、起訴されてゐる。従つて勝又理三郎、
 石垣健三に関する記録の総丁数は四百一丁、上田政吉に関しては二百五
 十二丁、中山浩に関しては三百三十丁となつてゐる。

衆甲第五號

起案	昭和三十三年二月六日
決定	昭和 年 月 日
施行	昭和 年 月 日

案(一)

昭和三十三年二月六日

内閣官房長官

建設院總裁宛

衆議院議長から別紙のとおり記録提出の要求があつたから左記記録及びその寫五部を至急内閣官房宛送付せられるよう御取計願へ

0039